

四日市市告示第 40 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の28第1項及び細則第22条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

四日市市長 田中俊行

- 1 事業者の名称
株式会社エスポワール
- 2 事業者の主たる事務所の所在地
三重県四日市市高花平二丁目1番地63
- 3 事業所の名称
指定障害児相談支援事業所 オリーブ
- 4 事業所の所在地
三重県四日市市小林町3018番地23
- 5 指定年月日
平成27年2月1日
- 6 事業の主たる対象者
指定無し
- 7 事業所番号
障害児相談支援事業所 2470200201
- 8 事業の種類
指定障害児相談支援

(こども未来部 こども保健福祉課)